

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 吉田学園
②設置大学名称	札幌保健医療大学
③担当部署	事務局総務課
④問合せ先	総務課長 玉川法之
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 8 月 2 8 日（理事会承認日）
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 2 5 日（理事会承認後公表）
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.sapporo-hokeniryou-u.ac.jp/about/information
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神に基づく教育目的等については、札幌保健医療大学学則に明記し、大学ホームページに掲載するなど、学生を始め、広く社会に公表している。 (掲載先 URL) https://www.sapporo-hokeniryou-.ac.jp/about/overview/idea
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学科ごとの3つの方針について、入学生や学生に説明を行うとともに学生便覧に明示し、ホームページにも掲載している。 両学科とも方針に基づく講義を展開するとともに、学修環境・内容の整備・充実に努めている。 (掲載先 URL) https://www.sapporo-hokeniryou-u.ac.jp/course/idea
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学学則に掲げる目的達成のため、学長が大学運営を統括し、教職員を統括している。 学長の補佐体制として、本学の役職に関する規程に基づき、学科を統括する学科長及び事務局を統括する事務局長を配置し運営にあたっている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教育・研究のうち重要な案件を協議する「企画運営会議」を毎月開催し、構成メンバーである教学役職者及び大学事務局管理職により、大学運営全般について協議している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	学長の下にFD・SD委員会を組織し、FD・SD実施方針及びFD・SDマップを作成、FD・SD研修会について、年次計画を定めて計画的に実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	法人において、中長期的アプローチが必要な課題・目標を基に、5年後のありたい姿を明確にし方向性を定めた5年間の中期計画を策定している。 大学の教育理念・目的は、法人の中期計画に反映するとともに、大学運営に関する基本計画及び具体的な

	取組指針となる実施計画を定め、取組を実施している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	法人において策定する中期計画については、毎年度、進捗状況を事業報告書として理事会に報告している。 大学の実施計画については、毎年度点検評価を行い、内部質保証委員会を経て、理事会に自己点検評価結果を報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神「高度な職業人＝人財」の育成を目指し、人間力教育を根幹とした医療人育成のため、学生は教職員とともに地域におけるボランティア活動の他、サークルの一員として地域活動に共同参加している。 また、地域の多様な社会人の受け入れとともに、生涯学習の場の提供を図っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域貢献・社会連携に関する方針を策定し、また、道内企業等との連携による各種取組や連携協定に基づく事業実施など、「知の拠点」として本学が果たすべき役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「ハラスメント防止に係る基本宣言」を定め、「ハラスメント防止等に関する規程」等によりハラスメント防止に努めており、多様性の理念を踏まえた上で、健全な学修環境の維持に取り組んでいる。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	評議員・理事等への女性登用に配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任について、法人の寄附行為に規定し、役割に基づき、理事としての業務を遂行している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び学内・学外理事の役割については寄附行為に規定するとともに、評議員会との協働体制を確立し、透明性のある運営を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学内・学外理事に対し、審議事項等に対する情報提供を行うほか、法人として理事等用の研修資料を策定し、役割と責務に重点を置いた研修を実施している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事について寄附行為においてその設置と選任を規定しており、理事長は評議員会の同意を得、理事会審議を経て監事を選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程や寄附行為により、監事業務を規定するとともに、監査室を設置し、監査業務の支援・連携を図っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対し、審議事項等に関する情報提供などを行うとともに、研修機会の提供及び研修内容充実を図っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については寄附行為第 33 条に明記しており、法人職員及び学識経験者など、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行っている。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は寄附行為第 37 条・第 38 条に定めており、理事会との協働体制を確立し、透明性のある運営を確保している。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	令和4年に理事・監事・評議員用の研修資料を策定し、それぞれの役割と責務に重点を置いた研修を実施している。」

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	大学危機管理規程・危機管理マニュアルを作成し、災害・事件事故等危機に対する対応を定めている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令違反またはその恐れがある行為に関する相談体制等の整備のため「公益通報者保護規程」を定め、教職員等からの通報・相談を受け付ける窓口を常時開設している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	公開する情報や手続などを規定した学校法人吉田学園情報公開規程を制定している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学の情報について、ホームページ等 WEB 公表が主流だが、学校要覧、保護者向け広報誌 WILL、各種パンフレット等により、多様なステークホルダーに合わせて情報を公表している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明